

第1章

計画の基本的事項

第1節

計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

【国際的な動向】

平成27（2015）年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、新たな気候変動対策に関する法的文書として、全ての国が参加し、長期目標を位置付け、また、全ての国が温室効果ガス[※]排出削減目標を5年ごとに提出・更新することを義務付けることが定められた「パリ協定」が採択されました。

そして、国連総会では、ミレニアム開発目標（MDGs）[※]の達成を踏まえ、令和12（2030）年に向けたより包括的で新たな世界共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

【国の動向】

国は、環境政策の枠組みを構築するため、平成5（1993）年11月に「環境基本法」を施行し、初めて国全体の環境保全に関する施策の基本的方向を示す「第一次環境基本計画」を策定しました。

近年では、パリ協定を踏まえ、平成28（2016）年5月に国全体（政府、地方公共団体、国民、事業者等）で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が策定されています。

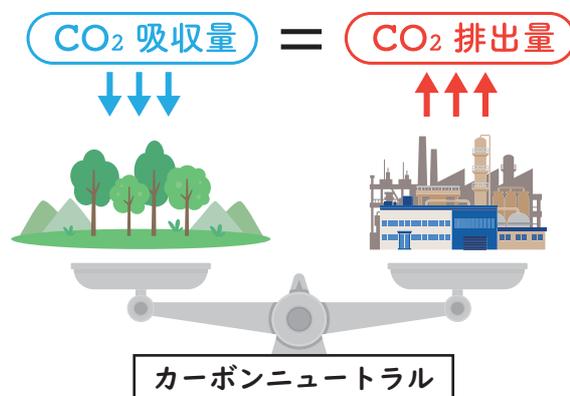
また、令和3（2021）年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正し、令和2（2020）年10月に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素社会の取り組みや企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組みを定めました。

【県の動向】

広島県は、平成7（1995）年3月に「広島県環境基本条例」を制定し、平成9（1997）年3月に第1次広島県環境基本計画を策定しました。以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は、令和3（2021）年3月にゼロカーボンシティを宣言し、第五次広島県環境基本計画により、県民や事業者と連携・協働した取り組みを進めています。

このように、環境を取り巻く情勢は、かつての「一部地域における公害問題」から、気候変動への適応や持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み、カーボンニュートラルの実現に向けた対応のほか、近年関心が高まっているプラスチックごみによる海洋汚染対策等、「地球規模での問題」へと大きく様相を変え、世界や国内で目まぐるしく変化しています。

このような状況の中、市町村においては、今、「地域に最も近い基礎自治体だからこそできる役割、環境行政の在り方」が問われています。



※ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらすもの。

※ ミレニアム開発目標（MDGs）：Millennium Development Goalsの略。開発分野における国際社会共通の目標で、平成12（2000）年の国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられた。MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅に加え、環境の持続可能性の確保も含め、2015（平成27）年までに達成すべき8つの目標が掲げられていた。

2 本市の環境行政のこれまでの取り組み

本市では、平成22（2010）年3月に、「東広島市環境の美化及び保護に関する条例」に代わり「東広島市環境基本条例」を制定し、本市の環境を総合的に保全・活用し、次世代に引き継いでいくため、より実効性の高い環境施策を展開していくこととしています。

同条例第9条に基づき、平成24（2012）年3月に東広島市環境基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、「市民一人ひとりがふるさとを環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全に関する取組みを推進してきました。また、平成27（2015）年3月には東広島市環境先進都市ビジョンを策定し、次世代環境都市の構築に向けた取組みを実施してきました。

令和2（2020）年3月には第五次東広島市総合計画を策定し、「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を将来都市像として、これまでの本市の発展を基盤とする「新たな価値」の創出に向け、持続可能な社会の実現のためのまちづくりを推進しています。

こうした状況の中、令和2年7月17日、本市はSDGs未来都市[※]に選定されました。「誰ひとり取り残さない」、「世界基準」というSDGsの基本理念を前提に、17の目標（ゴール）を常に意識して、市民、事業者、大学や研究機関、行政が一体となり、様々な先端技術を活用し、あらゆる段階での資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図ることによって、持続可能な社会を実現する必要があります。

このように、第1次計画策定後の10年間で、環境をめぐる社会情勢は急速に変化しています。

また、黒瀬川等における水質の改善や多面的な環境機能を有する森林や農地の荒廃、特定外来生物の増加、ごみの排出量のより一層の削減など、依然として解決すべき環境上の課題も残されています。



3 計画策定の目的

こうした中、第1次計画の計画期間は令和3（2021）年度までとなっており、本市においても、新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。

第2次東広島市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、本市が抱える環境上の課題を解決し、すばらしい環境を守り、育み、後世に継承していくため、現在の環境をめぐる社会情勢の課題を踏まえながら、より発展した取組みを市・市民・事業者の協働の下、総合的・計画的・長期的に推進することを目的として、東広島市環境基本条例第9条に基づき策定した計画です。

※ SDGs未来都市：基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの。

第2節 | 計画の位置付け

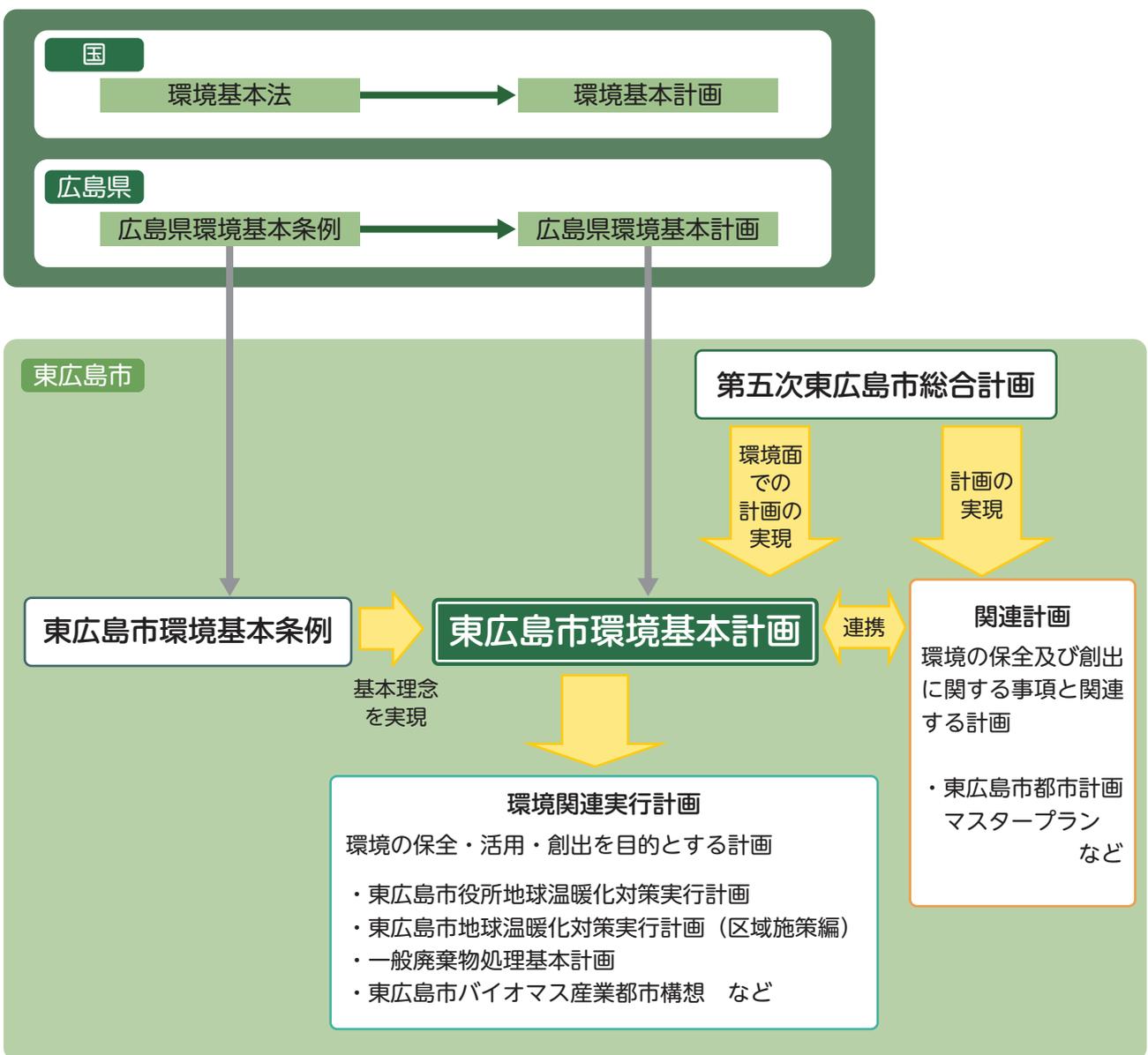
1 計画の位置付け

本計画は、本市の環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東広島市環境基本条例」に基づき策定するものです。

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第五次東広島市総合計画」を環境面から具体化するための環境施策全般の方向性を示す「環境分野のマスタープラン」に当たります。

また、本市が実施する環境関連施策・事業の上位計画となるとともに、全ての施策・事業実施の際に、「環境の保全・活用・創出」を念頭においた取組みを率先して実行するための「指針」としての役割を担う計画です。

なお、平成27(2015)年3月に策定した「東広島市環境先進都市ビジョン」は本計画に統合されます。



2 計画の期間

本計画は、長期的な取組みを実践するための指針として位置付けられるものであり、目指すべき本市の環境の将来像（2050年の望ましい環境像）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たす役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの取組みを進めることとしています。

一方、その計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に留意しながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進行管理が可能となる目標年度、期間を設定することが求められます。

そこで、本計画の期間は、令和13（2031）年度を目標年度とし、令和4（2022）年度から10年間とします。また、中間時点である令和8（2026）年度に計画の見直しを検討します。

そのため、本計画の計画期間が終了しても、その時点での環境をめぐる社会情勢の変化や本計画の進捗状況・成果を踏まえ、計画の見直しを行い、望ましい環境像の実現に向けた、新たなステップに移行することとします。



3 計画の範囲

本計画は、東広島市全域を対象とします。

また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組みを重視し、「自然・生物（森林、農地、動植物等）」、「都市環境（緑、景観、歴史文化等）」、「生活環境（大気、水質、騒音・振動等）」、「廃棄物」、「地球環境（地球温暖化等）」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり・地域づくり（環境教育、地域活動、環境情報等）」とします。



第3節 | 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

まず本章にて計画策定の背景や計画の目的等の基本的事項を示した上で、次章で環境の現状と本計画を策定するに当たっての視点を整理します。

そして、第3章では、本計画の展開により実現を目指す「望ましい環境像」として、2050年の本市の姿を提示し、第4章では、「望ましい環境像」を実現するための市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性などを記載しました。最終章の第5章では、実効性をもって本計画を推進していくための推進体制や進行管理の方法を記載しています。

第1章

計画の基本的事項

- ◆計画策定の背景や、本市における環境行政の概要、計画策定の目的などを記載しています。
- ◆本計画の位置付けや期間、対象とする範囲などを記載しています。

第2章

環境の現状と計画策定の視点

- ◆近年の社会的動向や本市の環境の現状、これまでの施策の取組み状況を踏まえ、本計画を策定するに当たっての視点を整理しています。

第3章

本市の望ましい環境像

- ◆第2章の内容を踏まえ、2050年の実現を目指す、本市のあるべき環境の姿を具体的に示しています。

第4章

望ましい環境像の実現に向けて

- ◆望ましい環境像を実現するための取組みの方向性や目標、市・市民・事業者の主な取組みについて記載しています。
- ◆環境配慮指針を環境区分別に整理しています。

第5章

計画の推進

- ◆計画の推進体制の在り方や進行管理の方法について記載しています。